

新たに会社を設立する创业者の皆様へ

はままつ起業家カフェ運営協議会

令和7年度 会社設立支援補助制度のご案内

はままつ起業家カフェでは、创业者の意欲を高め、地域経済の活性化を図るため、新たに会社（本社の登記が浜松市内）を設立（登記）した者に対し、会社の設立に要した費用の一部を補助します。



1. 補助対象者（補助対象者はあくまで法人です。）

法人の代表者が以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 初めて会社を設立した者
- (2) 令和7年4月1日～令和8年3月16日までの間に、中小企業者（※1）として初めて会社（※2）を設立した者であって、設立の時点で事業を営んでいない個人又は開業後5年未満の個人
- (3) 会社の本店登記が市内であること。
- (4) 会社の設立日までに、浜松市の特定創業支援等事業による支援を受けた者
- (5) 市税の滞納が無い者

※1 中小企業者 中小企業基本法第2条で規定する中小企業者であり、①のどちらか一方の基準を満たしている企業であることと、②及び③のいずれにも該当しないことが条件です。

- ① 中小企業者の資本金基準又は従業員基準（資本金か従業員のうちどちらかの基準を満たすこと）
（常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。）

業種（主たる事業として営む事業）	資本金基準 （資本金の額又は出資の総額）	従業員基準 （常時使用する従業員数）
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

- ② 同一の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している

- ③ 大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を所有している

なお、大企業は①に定める中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。

※2 会社 会社法に定める株式会社又は合同会社

2. 補助対象経費

会社設立に必要な費用のうち、次に掲げる費用。

- (1) 定款認証に必要な費用（定款認証時の認証手数料及び電磁的記録の保存手数料）
- (2) 登記申請に係る費用（軽減措置適用後の登録免許税）
- (3) 会社設立に要する手続きを司法書士等に依頼した場合の報酬等の費用

※税（登録免許税を除く）、振込手数料、印鑑証明書や謄本（定款・登記簿）の証明書発行手数料等は対象外。

3. 補助金額

補助対象経費の1/2以内 限度額 10万円

※予算の範囲内において、受付順で審査し補助金を交付します。予算が無くなり次第受付を終了します。

【はままつ起業家カフェとは】 浜松市、（公財）浜松地域イノベーション推進機構、浜松商工会議所の3支援機関の協同により、浜松商工会議所に設置するはままつスタートアップの創業支援総合窓口です。

4. 申請の流れ

(1) 【浜松市の特定創業支援等事業による支援】

浜松市内の創業支援機関から、1月以上にわたって4回以上支援を受けることが必要です。
※支援及び証明書の交付に時間を要しますので、登記の準備を並行して進めてください。
※代表者本人が、支援を受けることが必要です。

(2) 【証明書の交付】

証明書を申請し、交付を受けてください。申請窓口：浜松市産業振興課(はままつ起業家カフェ内)
申請から交付まで10日間程度を要します。会社の設立日までに証明書の交付を受ける必要があります。

(3) 【会社の設立登記】

法務局で設立登記してください。
※登記の際、証明書を提出することで、登録免許税の軽減措置が受けられます。

(4) 【補助金交付申請書の提出】

補助金の交付に必要な申請書類を、はままつ起業家カフェに直接提出してください。
申請書は、はままつ起業家カフェで配布していますが、ホームページからもダウンロード可能です。
締切：令和8年3月31日19時00分（令和7年4月1日から令和8年3月16日までに登記した者が対象です。）
※受付順で審査して補助金を交付します。予算が無くなり次第受付を終了します。
申請前に事務局までご確認ください。

<提出書類>

- 補助金交付申請書 1部
- 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 1部 窓口…法務局
 - ・法人設立後に証明書の発行を受け、提出してください。
 - ・申請時点で発行後3か月以内のものを提出してください。(コピー不可)
- 補助対象経費の支払いを証明する書類 各1部
 - 領収書(コピー)、定款認証時の公証人の計算書(兼領収書)のコピー
 - ・領収書等支払いが証明できる書類のコピーを提出してください。
 - ・必ず対象経費の明細が分かる書類のコピーを添付してください。書面で確認できない場合には、補助対象となりません。
- 市税の納税証明書 1部 窓口…市役所、区役所、行政センター、支所、協働センター、市民サービスセンター等
 - ・すべての市税の納付期限が未到来の法人→代表者個人の市税の納税証明書(令和6年度課税分。6月以降は、令和6年度分と令和7年度分)を提出してください。
 - ・すでに市税の納付がある法人→法人市税の納税証明書
- 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明 1部
 - ・代表者本人が、設立の日までに支援を受けていることが必要です。
窓口…浜松市産業振興課 創業支援担当(はままつ起業家カフェ)
- 法人設立(変更)等届出書のコピー 1部
 - ・法人設立後に浜松市へ提出した届出書(受付印押印済みのもの)のコピーを提出して下さい。
窓口…浜松市財務部市民税課 法人担当(浜松市元目分庁舎(中央区元目町120-1))
- 個人事業の開業・廃業等届出書(控)のコピー(既に個人開業済みの場合のみ) 1部
 - ・個人開業時に、税務署に提出した届出書の控えのコピーを提出してください。
※電子申請により届け出た場合は、上記に加え、受信通知等、税務署で受付されたことが確認できる通知を添付してください。
- その他起業家カフェが必要と認める書類

(5) 【交付決定】→【請求】→【補助金支払】

受付後に審査を行い、交付が決定された人には、会社設立支援補助金交付決定通知書と補助金請求書の用紙を送付します。
その後、交付決定通知書に基づき補助金請求書を提出してください。
請求書を受領後、指定された口座に補助金を支払います。

(6) 【実績報告】

補助金の交付を受けた人は事業の状況について、照会・報告をお願いします。

【事務局】

はままつ起業家カフェ
〒432-8036 浜松市中央区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所会館1階
電話 053-525-9745 FAX 053-525-9746
E-mail: sogyo@hama-cafe.jp HP: <https://www.hamamatsu-startup.com>